

京都市上下水道局告示第12号

地方公営企業法第33条の2の規定により水道料金及び下水道使用料の徴収事務の一部を委託することとしたので、同法施行令第26条の4第1項の規定に基づき告示します。

平成16年6月14日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉村 憲次

1. 委託の相手

右京区梅津糀原町16

財団法人京都市水道サービス協会

2. 委託の範囲

(1) 水道メーターの点検事務

(2) その他水道メーター点検事務に付随する業務

3. 委託する地域

西京区

桂野里町の一部、桂巽町の一部、桂南巽町の一部、桂坤町の一部、桂千代原町の一部

川島六ノ坪町の一部、川島調子町の一部、川島野田町の一部、川島松園町、川島竹園町、川島梅園町、川島桜園町、川島流田町、川島三重町、榎原杉原町、榎原裕町、榎原田中町、榎原平田町の一部、榎原塚ノ本町の一部、榎原内垣外町、榎原比恵田町、榎原水築町の一部、榎原江ノ本町、榎原三宅町、榎原角田町、榎原里ノ垣外町、榎原畔ノ海道、榎原中垣外、榎原釘貫、榎原甲水、榎原井戸、榎原八反田、榎原山路、榎原庭井、榎原五反田、榎原分田の一部

御陵谷町、御陵塚ノ越町、御陵北山町、御陵北山下町、御陵内町、御陵鳴谷、御陵

池ノ谷, 御陵御茶屋山の一部, 山田大吉見町, 山田猫塚町, 山田中吉見町の一部, 山田車塚町, 山田六ノ坪町, 山田久田町, 山田四ノ坪町, 山田庄田町, 山田畑田町の一部, 山田出口町の一部, 山田北山田町, 山田南山田町, 山田御道路町, 山田南町, 山田上ノ町, 山田開キ町の一部, 山田葉室町の一部, 山田平尾町, 山田箱塚町

4 委託の期間

平成16年6月14日から平成17年3月31日まで

(上下水道局総務部営業課)